

平成31年1月10日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

平成31年3月

宮崎県監査委員



## 財政援助団体等を対象とした監査

財政援助団体等（補助団体、出資団体、公の施設指定管理者）45団体について、平成30年10月17日から平成30年12月11日までの間に、監査を実施した。その結果、6団体の7件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	1月10日監査結果	講じた措置報告
指摘事項	3	3
注意事項	2	2
要望事項	2	2
計	7	7

### [ 出資団体 ]

#### (1) 公立大学法人宮崎県立看護大学

##### 【指摘事項】

- 助産学実習委託契約について、契約締結日が委託期間以後となっているものが見受けられた。

##### 【講じた措置】

- 指摘を受け、大学では進行管理表をもとに、毎月ごとに業務の進捗状況を複数職員で確認するとともに、実習施設ごとのチェックリストの作成・確認を行うこととし、チェック体制を強化している。  
県では、上記対応を確認し、今後は、適正な契約事務を徹底するよう指導した。

##### 【要望事項】

- 「公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標」に基づき「中期計画」を策定し、その達成に向けて積極的に取り組まれているが、県内就職率については目標50%以上に対し平成29年度実績は41.1%となっている。  
今後とも、一層の取組に努められたい。

##### 【講じた措置】

- 大学では、「県内就職率50%以上」の目標達成に向け、これまで県内の医療機関を集めての合同就職説明会や県内医療機関に就職した卒業生を招いての実践発表、知事とのランチミーティングの開催など様々な取組を実施しているほか、新たに合同就職説明会の際に医療機関と県内就職促進に向けた意見交換を行うこととしている。  
県では、県内就職率の向上のための他県大学の取組を調査するとともに、大学と県医師会、県看護協会等の関係団体での意見交換会を開催しており、今後もこれらの調査結果等を参考にしながら、関係団体と連携して大学を支援し、県内就職率の向上に取り組んでいくこととしている。

(2) 一般財団法人都城圏域地場産業振興センター

【指摘事項】

- 地場産業振興センター清掃業務委託契約等について、契約書に契約日の記入のないものが散見された。

また、自動販売機電源工事契約の請書について、契約年が相違しているものがあった。

【講じた措置】

- 監査での指摘を受け、委託契約書全てにおいて、契約日の確認を行った。また、自動販売機電源工事契約請書の契約年が修正されているか確認を行った。

今後は、契約全般に関する書類を、複数の職員によるチェックを徹底する等、適正な事務処理を行うよう指導した。

(3) 宮崎県道路公社

【注意事項】

- 一ツ葉有料道路の回数券印刷業務委託について、検査員の下命がなかった。

【講じた措置】

- 道路公社の各職員に指摘内容を十分周知するとともに、財務規則等に基づいた適正な事務処理に努めるよう指導した。

(4) 宮崎県住宅供給公社

【注意事項】

- 倉岡ニュータウン区画道路整備工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続きが行われていなかった。

【講じた措置】

- 今後は、複数の職員によるチェック体制強化を図るなど十分に確認を行い、適正な契約事務を行うよう指導した。

(5) 一般社団法人宮崎県林業公社

【要望事項】

- 平成29年度が最終年度であった第3期経営計画（改訂計画）の実績は、収益性の高い分収林の先行伐採等の林業公社自身の経営努力に加え、県の無利子貸付により繰上償還等の利息の軽減を図り、計画を上回る収益を確保した。

その結果、平成29年度決算は、約90億円の債務超過、県からの借入金等は約313億円となっている。

今後は、第4期経営計画を着実に実施するとともに、更なる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう一層の取組が望まれる。

【講じた措置】

- 林業公社では、第3期経営計画（改訂計画）に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、計画の始期である平成24年度以降、継続して計画を上回る収益を確保するなど、概ね計画に沿った経営改善が進んでいるところである。

今後は、県の財政負担を最小限に抑制するため、平成30年3月に策定した第4期経営計画に基づき、作業路の積極的な開設等による収入の確保やコスト削減等の経営改善策について、公社と一体となって確実な実行を推進し、引き続き厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととする。

**[ 公の施設指定管理者 ]**

(6) 学校法人宮崎総合学院

**【指摘事項】**

- 県立農業大学校農業総合研修センターの維持・保全に関する業務について、「公衆浴場法施行条例」に基づくレジオネラ属菌検出時の対応が適切に行われていなかった。

**【講じた措置】**

- 県立農業大学校農業総合研修センターの維持・保全業務に当たっては、指定管理職員の衛生管理の研修受講を徹底させるとともに、「公衆衛生法施行条例」に基づくレジオネラ属菌検出時の速やかな保健所への報告などを盛り込んだ浴場の衛生管理マニュアルに見直すよう指導した。  
また、浴槽の改修によるレジオネラ属菌の発生を予防する措置を実施することとした。